

# ICOT Technical Report: TR-0895

TR-0895

状況理論による法的推論の形式化

東条 敏 (MRI)、  
Stephen Wong (カリフォルニア大学)、  
新田 克己、横田 一正

October, 1994

© Copyright 1994-10-27 ICOT, JAPAN ALL RIGHTS RESERVED

**ICOT**

Mita Kokusai Bldg. 21F  
4-28 Mita 1-Chome  
Minato-ku Tokyo 108 Japan

(03)3456-3191~5

---

**Institute for New Generation Computer Technology**

# 状況理論による法的推論の形式化

東条 敏\* Stephen Wong† 新田克己‡ 横田一正§

## 概要

法的推論の研究は、人工知能の研究者にとっても司法の現場からも魅力的な話題であるが、法令文の解釈は常に背後条件や周囲条件に依存するため、その形式化を困難にしている。本稿の目的は、法的推論のしくみを状況理論の観点から整理し、形式化することである。状況理論は、述語論理のみによる記述系に対して、以下の点で有利である。第一に、状況はそれに対応するルールとファクトの集合を定義できるため、モジュールの概念を用いて計算機上に実装が可能であり、モジュール間の集合演算や継承などを実現できる。第二に、いろいろな状況依存に関わる現象が同じ状況推論のルールの形に書くことができるため、法の適用範囲、背後条件、判例などが、一様な記述系で表現できる。本稿では、ひとつの判例を状況と見立て、その中だけで局所的に成り立つ判例に依存したルール、判例を一般化した状況で成り立つルール、普遍的な状況で成り立つ法令文ルールを区別する。これらルールを新事件に対応させるため、ルールの中の個体名や変数を新しい個体名に書き替え、ルールの連鎖により新たな法的判断を求めるモデルを示す。また、新事件と過去の判例との類似性判断についても、状況理論的に形式化する。この枠組は知識ベースシステム *QUITNOTE* を用いて実験的に実装されており、実際の判例を用いて推論のしくみの例を紹介する。

## 1 はじめに

法的推論における問題は、そこで推論ルールとして用いられるべき法令文が高い抽象度を持って書かれていることである。したがって、一見 IF-THEN 型の規則に見える法令文もそのままでは、計算機上にのる推論ルールとはなりにくく、曖昧性のないよう、法令文の行間に含まれるさまざまな理念や解釈なども同様に形式化する必要がある [16]。しかしながら、こうした形式化は人間の恣意的解釈も同時に含み、また解釈の幅をなくしたルールは柔軟な運用に耐えられなくなる。したがって、ルールの形式化にあたっては、理念や解釈の幅をルールの背後条件として分離しておくことが望ましい。

同様に、法にはいろいろな種類があり、法令文の他にも判例・学説・常識的知識などが優先度においてしばしば階層的な強弱関係を持つ。すなわち、一つのルールの適用に際しては、そのルールの持つ解釈の幅と一緒に、他のルール群との関わりも考慮する必要がある。したがって法的推論ルールにはその適用条件が必要になってくる。

このように、人工知能研究の立場 [9] からは、法的推論をモデル化する際、法令文が用いられる背景や環境といったものをいかにシステムに取り込むかということが課題であった。この背景や

\*(株)三菱総合研究所

†University of California, San Francisco

‡(財)新世代コンピュータ技術開発機構

§(同上)

環境に相当する情報としては判例があり、判例はルールと結びつけて運用することにより、上記のルールの背後条件や適用条件を一部肩代わりすることができる。したがって、法的推論の分野では、ルールに基づく推論 (Rule-based Reasoning; RBR) に加えて、判例を事例とする事例ベース推論 (Case-based Reasoning; CBR) も組み合わせたハイブリッドなシステムが研究されてきている [17, 18, 19, 10, 2]。われわれも RBR と CBR を組み合わせた法的推論システムを研究してきているが [15, 16, 21, 20]、ただ両者を組み合わせただけでは、背景や適用条件は依然アドホックな情報の集積に過ぎない。したがって上に述べた法の適用環境や背後条件の形式化において、状況依存性という立場から統一的な形式化が与えられることが望ましい。

本稿は法的推論における状況依存性を状況理論 [4, 5] によるモデルで統一的に説明することを目的とする。また、その一部を先端的な知識ベース言語である *Quixote* [22] を用いて実装し、われわれのモデルが現実に運用可能なモデルであることを示す。

本稿は以下のような構成をとる。まず第 2 節においては、状況理論による抽象的なレベルで法的知識と推論のモデル化を行なう。第 3 節では、この抽象的な記述を *Quixote* により実装し、その推論メカニズムを紹介する。最後に第 4 節でわれわれの寄与をまとめ、将来に渡って関連する課題について議論を行なう。

## 2 法的推論の形式的モデル

この節では、抽象的なレベルで法的推論の形式的モデルを導入する。このモデルは、次節で説明するような実際的なシステムを作る際のガイドラインとなるものである。

### 2.1 状況理論の導入

意味の状況依存性を書く方法はこれまでさまざまな形で提案してきた。状況依存性を歴史的に初期の段階で形式化した可能世界 [8]、状況理論 [4, 5]、メンタルスペース [11]、DRT [13] などだが、それぞれ異なる目的と背後哲学を持って提案できている。本稿では、その中でも特に論理的基礎において近年研究成果がある状況理論をもとに形式化を行なう。これらのように、陽に状況依存性を提示する理論は、述語論理のみによる記述系に対して、以下の点で有利である。

第一に、状況はそれに対応するルールとファクトの集合を定義できるため、モジュールの概念を用いて計算機上に実装が可能である。一階述語論理においても、一引数として状況を導入しそれをインデックスとして用いたり、あるいは述語の入れ子構造を作り、高階の述語で状況を表現したりすることも考えられる。しかしながら、これらの方法に比べて、モジュールによる実装は集合間の演算と同様の関係を定義できる上、モジュール間の継承も実装できる。したがって述語概念だけによる方法に比べて記述能力が高く、法的知識の状況依存性をより直接に書き下すことができる。

第二に、いろいろな状況依存に関わる現象が一様に第 2.4 節で述べる状況推論のルールの形に書くことができる。状況推論という用語はさまざまな意味を持ちうるが、形式化されて記述されたルールが適用時に、環境や周囲条件から受ける影響を考慮に入れた推論を指す ([4] pp. 157-160)。前述のとおり、法的推論にはさまざまな種類の状況が入り込む余地があるが、その種類ごとに異なる仕様を推論システムに付け加えることなく、一様な記述系がその役目を負うことができる。以上の理由より、本稿では状況理論により形式化を行なう。以下、この状況理論によるモデルのことを *SM* (Situation-theoretic Model) と呼ぶことにする。

## 2.2 状況理論の一般概念

状況理論では、情報の単位という意味でインフォンを扱う。インフォンは、 $\ll Rel, a_1, \dots, a_n, i \gg$  のように表わされ、オブジェクト  $a_1, \dots, a_k$  が  $Rel$  という関係にあることを示す。(最後の  $i$  は極性で  $1/0$  の値をとり、肯定 / 否定に対応する。本稿では極性は値が  $1$  である限り省略するものとする。) パラメータは任意のオブジェクトを指す変数であるが、しばしばその型が指定される。パラメータが、関係 ‘ $Rel$ ’ に対して動作主であるとか対象物であるなどある固定したロール (role; 役割) を帯びる場合、本稿においてはそれをパラメータの右肩に表示する。例えば、あるパラメータ  $x$  が、 $agent$  のロールを持ち、型が  $human$  であるときは、 $x^{agent} : human$  のように記述される。パラメータを含まないインフォンはパラメータ自由、そうでないインフォンはパラメトリックなインフォンであると言う。パラメータをオブジェクトに束縛する関数をアンカーと呼ぶ。

$SM$  とは、 $\langle P, C, \models \rangle$  の三つ組を指す。ここで、 $P$  は、抽象状況の集合であり、判例、新しい事件、世界全体などもこれに含まれる。 $C$  は、概念のラティスである。すなわち、この抽象モデルを作る構成要素であり、かつそれら要素の間には包摂関係 (subsumption relation) ‘ $\sqsubseteq$ ’ が付けられている。 $a \sqsubseteq b$  は情報として  $a$  が  $b$  より詳細化されていることを示すが、直観的には ‘is-a’ に相当する概念の階層関係と理解してよい。このような概念ラティスの例を図 1 に示す。三つ組の最後の ‘ $\models$ ’ は状況とインフォンとの間のサポート関係である。本稿における ‘ $\models$ ’ の解釈は以下のように決める。

### 定義 2.1 (サポート関係)

1. 任意の  $s \in P$  に対して、その中に含まれるインフォンからなる集合を  $\Delta s$  とする。
2. 任意の  $s \in P$  および任意のインフォン  $\sigma$  に対して、 $s \models \sigma$  iff  $\sigma \in \Delta s$ .  $\square$

サポート関係はインフォンの集合  $I$  に対しても、 $\forall \sigma \in I, s \models \sigma$  のとき  $s \models I$  と略記する。状況  $s$  は、 $\Delta s$  が極性だけ異なり他の成分が等しい二つのインフォンを含まないとき、コヒーレント (coherent) であると言う。以上のように、 $s \models \sigma$  は命題を表し、 $\sigma$  の真偽は状況に依存する。

## 2.3 インフォンおよび状況の一致

この節では、一般的な  $SM$  に加えて、インフォン間や状況間の一致の概念を導入する。法的推論の一つの特徴は、以前の判例の中の事実を一般化して、新しい事件記述の中の事実と一致を図り、事例ベース推論に持っていくことである [15, 2]。もちろんどの二つのイベントも完全に一致するわけではないが、ある観点で類似した事実があれば、同様な事件の展開を想定して同様な法的判断を可能にするわけである。しかしながら、このような類似性判断には確定的な手段があるわけではない。これまで事例の類似性判断においては、事実間関係のネットワークを考え、ネットワーク間での構造の一致を考えることが多かった。しかしながら、それ以前の段階として情報の単位であるインフォン間で（すなわちネットワークのノード間で）類似性を形式的に定義する必要がある。ここでは、事例の中に現れるパラメータ自由なインフォンについて一致の概念を形式化する。

ここでは、まずインフォンの一致について次の二つの概念を与える。

### 定義 2.2 (インフォンの一致) $R$ はインフォン $\sigma (= \ll Rel, \dots \gg)$ から関係 ‘ $Rel$ ’ を取り出す関数であるとする。インフォン $\sigma_1$ と $\sigma_2$ に対して、

1. 二つのインフォンが、関係および構成オブジェクトのすべてにおいて一致するとき、この二つのインフォンは完全に一致するものとする。
2.  $R(\sigma_1) = R(\sigma_2)$  であるとき、二つのインフォンは部分的に一致するものとする。

3. あるインフォン  $\sigma_3 (\neq T)^1$  が存在し、概念ラティス  $C$  上において、 $R(\sigma_1) \sqsubseteq R(\sigma_3)$ かつ、 $R(\sigma_2) \sqsubseteq R(\sigma_3)$  であるとき、 $\sigma_1$  と  $\sigma_2$  は弱く一致するものとする。□

以上のインフォンの一致の概念において弱い一致の概念は、類推や拡張解釈において用いるものである。次に、状況の一致の定義を与える。状況の一致の定義中では、インフォンの一致の概念に言及されるが、両者の概念は独立である。したがってインフォンの一致のどの概念についても状況の一致の概念が定義可能である。

**定義 2.3 (状況の一致)** 任意の二つの状況  $s_1$  と  $s_2$  に対して、

1.  $s_1$  の中の任意のインフォンに対して、一致するインフォンが  $s_2$  の中にあるとき、そしてまた逆も成り立つとき、二つの状況は完全に一致するものとする。
2.  $s_1$  の中の任意のインフォンに対して、一致するインフォンが  $s_2$  の中にあるとき、 $s_1$  は  $s_2$  に対して部分的に一致するものとする。
3. すべてのインフォンには重要度 (*relevance value*) が属性として付与されているものとする。  
 $s_1$  の中の任意のインフォン  $\sigma_1$  に対して、それと一致するインフォン  $\sigma_2$  が  $s_2$  の中にあって  $\sigma_2$  の重要度が与えられた閾値より高いとき、 $s_1$  は  $s_2$  に対してこの閾値に関して部分的に一致するものとする。

$s_1$  が  $s_2$  に対して一致するとき、 $s_1 \rightsquigarrow_s s_2$  と書く。□

このように状況間の部分的一致は一方が他方に埋め込みできるかどうかの一方通行の概念である。状況間の部分的一致について例を与える。

$$\begin{aligned} s_n &\models \{ \ll abandon, mary^{agent} \gg, \\ &\quad \ll leave, mary^{agent}, junc^{object} \gg \} \\ s_o &\models \{ \ll abandon, jim^{agent}, tom^{object}, 3^{relevance} \gg, \\ &\quad \ll leave, jim^{agent}, tom^{object}, 2^{relevance} \gg, \\ &\quad \ll poor, jim^{agent}, 1^{relevance} \gg \} \end{aligned}$$

ここで閾値が 2 であれば、 $s_n$  は  $s_o$  の中の重要なインフォンをすべて含むために閾値に関して部分的に一致する ( $s_n \rightsquigarrow_s s_o$ ) が、閾値が 3 であるときは  $s_n$  の中の  $\ll leave \gg$  に対応しかつ重要度が閾値より高いインフォンが  $s_o$  の中にならないため、 $s_n$  は  $s_o$  に対して閾値に関して部分的に一致させることはできない ( $s_n \not\rightsquigarrow_s s_o$ )。また  $s_o$  の中の  $\ll poor \gg$  に一致するインフォンが  $s_n$  にないため、常に  $s_o \not\rightsquigarrow_s s_n$  である。状況の一致の概念を図 2 にまとめる。

## 2.4 状況推論のルール

法的推論は、ルールに基づく判断形成のシステムである。しかしながら、このルールの構成は複雑である。特に法的推論の場合は利害の対立する二人のエージェント（検察と弁護）による立論生成であるため、両者が一致して認める事実の他に、さまざまな解釈や法理念、仮定などがルールに付随することになる。

本稿においては、ルールと事実を次の 4 階層に分類した。最下層は事実もしくは仮説である。その一つ上の層は過去の判例の中にある判断であり、一つの判例の中のみで成り立ち、述語名や名前などがすべて定項であるルールである。本稿ではこれらを判断ルールと呼ぶ。判断ルールは判例により変わり、個別の視点と状況を加味して初めて成り立つものである。その上の層には複数の判断ルールから一般化された判例ルールがあり判例中では定項であったもののいくつかが変数になっている。さらに最後の層において法令文 (statute) に相当する法令文ルールがある。法令

<sup>1</sup> $T$  は概念ラティス  $C$  のトップであり、すべてのオブジェクトを包摂する（図 1）。

文ルールはその国の法体系において常に有効であり、また中立的である。場合によってはこれら4層のルールはすべてが必要ではなく、判断ルールが直接法令文と結びついたりすることも可能である。これらルールの連鎖のようすは図3にまとめる。本稿においては、これらのルールを以下の**状況推論**の形で記述する。以下、状況推論ルールを一般に定義する。

**定義 2.4 (状況推論ルール)**  $s_0, s_1, \dots, s_n, B \in \mathcal{P}$  とし、 $\sigma_0, \sigma_1, \dots, \sigma_n$  をインフォンとしたとき、 $s_0 \vdash (\sigma_0 \Leftarrow s_1 \models \sigma_1, s_2 \models \sigma_2, \dots, s_n \models \sigma_n) / B$  の形式のルールを状況推論ルールと呼ぶ。□

状況推論ルールは次のように解釈される。すなわち、状況  $s_1$  がインフォン  $\sigma_1$  をサポートし、 $s_2$  が  $\sigma_2$  をサポートし、…、 $s_n$  が  $\sigma_n$  をサポートするとき、 $B$  という背後条件のもとに、 $s_0$  が  $\sigma_0$  をサポートする。一般に  $s_0$  と  $s_i (i = 1 \sim n)$  は無関係である。矢印 ( $\Leftarrow$ ) の左辺はヘッド、右辺はボディである。右辺において ' $s_i (i = 1 \sim n) \vdash$ ' が省略された場合、左辺  $s_0$  のスコープは右辺に及び、 $s_0$  は  $\sigma_i (i = 1 \sim n)$  もサポートするものとする。 $s \cup B$  がコヒーレントであるとき、 $s \models I / B$  ならば  $s \cup B \models I$  とする。このとき  $B$  を背後状況と呼ぶ。法的推論のことばで言えば、 $s$  は法が適用されるスコープであり、適用条件と考えられ、また  $B$  は法解釈における背後条件と考えることができる。

いま状況をひとつの判例であるとする。このとき判断ルールは形式的に以下のように定義される。

**ルール 2.1 (判断ルール)**  $c \in \mathcal{P}$  のとき、  
 $c \models \sigma \Leftarrow c \models I / B$ 。□

ここで  $I$  はルールの前件であり、 $\sigma$  は帰結である。 $\sigma$  も  $I$  もパラメータ自由であるものとする。判断ルールの信頼性と適用範囲は背後条件  $B$  による。この背後条件には、推論の目的(goal)や仮定など、事実として必ずしも認定されていることではない情報をインフォンとして含む状況である。(もしこのルールの適用によって他のルールとの衝突などが起きた場合、この背後条件の中身が検討される必要がある。この背後条件はひとつの判例に依存しているため、そのまま他の場合に適用することができないことが多い。しかしながら、判断ルールの形成に際して、何が事実と認定されていて、何が仮説あるいは視点であったかを区分するために背後条件は重要である。)

判例から導かれるルールには判断ルールの他に、複数の判例から導かれた一般的なルールが考えられる。これを判例ルールと呼ぶ。一般化の過程において判例は当然のことながら抽象化されたものである。したがって判例に相当する状況も帰結もパラメトリックとなる。判例ルールは以下のようないくつかの形で書くことができる。

**ルール 2.2 (判例ルール)**  $c_1, \dots, c_k \in \mathcal{P}$  のとき、 $c = c_1 \cup c_2 \cup \dots \cup c_k$  とすると、 $c$  がコヒーレントであるとき、 $c \models \sigma' \Leftarrow I' / B$ 。□

ここで、プライム (') をつけたインフォンおよび背後状況はパラメトリックであることを示す。ルールの連鎖による推論が矛盾なく行なわれるためには、事件記述や各ルールが導入する状況の和がコヒーレントでなければならない。この状況の和を**推論状況**と呼ぶ。法令文から導かれた法令文ルールは普遍的な規則であり、各推論状況の中で成り立つため、次のように書くことができる。

**ルール 2.3 (法令文ルール)**  $w$  を推論状況として、  
 $w \models \sigma' \Leftarrow I' / B$ 。□

$B$  は背後にある法理論であり、立法の目的、刑罰や犯罪防止の理念などが記述される。

## 2.5 置換とアンカー

新しい事件に相当する状況  $c_n$  を考える。このとき、この  $c_n$  が同様な前例  $c_o$  による判断ルールと同じものを導くことができるならば、同様な法的判断を引き出すことができる。したがって、 $c_o$  の中のオブジェクトや述語名を  $c_n$  のものに置換することにより、新しい判断ルールを作ることができる。これを判断ルールの置換と呼ぶ。

**手続き 2.1 (判断ルールの置換)**  $c_n, c_o \in \mathcal{P}$ ,  $c_o \models \sigma \Leftarrow I_o/B_o, c_n \models J_n/B_n$  であって、かつ  $c_n \sim_s c_o$  であるとき、ある置換  $\theta$  が存在して  $B_o\theta \cup B_n$  がコヒーレントであれば、 $c_n \models \sigma\theta \Leftarrow I_n/(B_o\theta \cup B_n)$ .  $\square$

この置換手続きは以下のように考えられる。 $c_n \sim_s c_o$  であるということは、 $c_n$  中の事実群  $I_n$  に一致するものが  $c_o$  中にも存在することを意味する。このとき両者の背後条件を結合させて、 $c_o$  中にあった法的判断  $\sigma$  も同様に  $\sigma\theta$  として  $c_n$  中に持ってくることができるというものである。 $\theta$  の内容は、定義 2.2で述べたインフォンの一致の概念の強弱に強く依存する。もし完全に一致の定義であれば  $\theta$  の内容はすべての属性についてのオブジェクトの置換リストとなるが、部分的一致もしくは弱い一致では、概念ラティス  $\mathcal{C}$  に言及するだけで、 $\theta$  の中身は空である。

以下、判例ルールと法令文ルールについても同様に新しい問題に適用することを考える。ただし、判例ルールと判断ルールはもともとパラメータを含んだ概念であるため、置換ではなく、パラメータのアンカーである。いま  $\sigma$  をインフォン、 $f$  をインフォンの中の自由パラメータに対するアンカーであるとすると、 $\sigma[f]$  はその中のパラメータ  $v$  がオブジェクト  $f(v)$  によって置換されたインフォンである。 $I$  をインフォンの集合、 $f$  をこの中のパラメータに対するアンカーであるとするとき、 $I[f] \equiv \{\sigma[f] \mid \sigma \in I\}$  と定義する。

**手続き 2.2 (判例ルールのアンカー)**  $c_1, \dots, c_k \in \mathcal{P}$  に対して  $c = c_1 \cup c_2 \cup \dots \cup c_k$  で  $c$  がコヒーレントであるとき、 $c \models \sigma' \Leftarrow I'/B$  かつ、 $c_n \models I'[f]/\{B[f] \cup B_n\}$  ならば、 $c_n \models \sigma'[f]$ .  $\square$

**手続き 2.3 (法令文ルールのアンカー)**  $c_n \in \mathcal{P}$  に対して、もし  $w \models \sigma' \Leftarrow I'/B_l$  であり、かつ  $c_n \models I'[f]/\{B_l[f] \cup B_n\}$  であれば、 $c_n \models \sigma'[f]$ .  $\square$

## 3 QUITXOTE による実装

この節では知識ベース言語 *QUITXOTE*[22, 23] により、 $\mathcal{SM}$  を実際に計算可能な推論システムに実装する例を述べる。この言語は、基礎オブジェクトの間の包摶関係、モジュールの間の包含関係、ルールなどをデータ構造として持つ。本節では、まず最初に *QUITXOTE* のオブジェクトとモジュールがわれわれの法的推論システムにどのように適用されるか述べ、次にルールが状況推論のルールとしてどのように用いられるかを示す。

### 3.1 インフォン、状況、一致の概念およびルールの実装

$\mathcal{SM}$  のインフォンは、*QUITXOTE* により、基礎オブジェクトを‘関係’とし、その後に任意個の外的属性のリストを附加したもので以下のように表現する。<sup>2</sup>

基礎オブジェクト / [属性 1= 値 1, 属性 2= 値 2, … ] + {制約}.

<sup>2</sup>本稿では状況理論におけるインフォンの部分情報性（インフォンに表示されている情報は一部分であり、これにはまだ多くの未知の属性 - 値のペアが追加される可能性があるとする立場）を反映するため、属性はすべて外的に追加されたものとして書く。

制約の中にはオブジェクト間の包摂関係を書くことができる<sup>3</sup>。例えば、abandon (遺棄する) という出来事は、その名の基礎オブジェクトに属性でロール表示を付加して、次のような記法で書くことができる。ここで大文字で始まる英字並びが変数である。

```
abandon/[agent = X, object = Y]
| {abandon=<act, X=<human, Y=<human}.
```

これに対応する  $SM$  の表現は以下のものである。

$\ll abandon : act, x^{agent} : human, y^{object} : human \gg QUITXOTE$  では、包摂関係 ' $=<$ ' により、変数の型が制約として与えられている。これはオブジェクト間の部分関係であり、 $SM$  の ' $\sqsubseteq$ ' に相当する。 $SM$  における複合的な述語表現、例えば、

$$\ll cause, X^{agent}, \ll accident, X^{agent}, traffic^of \gg^{object} \gg$$

は、 $QUITXOTE$ において次の二行で表現できる。

```
cause/[agent=X,object=accident]|{X=<human}.
accident/[agent=X,of=traffic]|{X=<human}.
```

$SM$  における状況は、 $QUITXOTE$  のモジュールであるとする。したがって  $QUITXOTE$ においてオブジェクト $m$ があるモジュール $m$ に含まれるということ ' $m :: o$ ' を、そのオブジェクトに相当するインフォンに対するサポート関係 ' $m \models o$ ' と解釈する。 $QUITXOTE$  のモジュールはさらにサブモジュールに分割され、親元でのルールやファクトは継承される。このサブモジュール関係は ' $>-$ ' で示される。

次に、第2.3節で述べたインフォンおよび状況の一致の概念を  $QUITXOTE$  で実装する。インフォンの一致は‘関係’となる基礎オブジェクトのオブジェクト同一性とする。もし伴う属性およびその値もすべて一致するとき、両者はインフォンとして完全に一致する。また  $abandon/[agent=jim]$  と  $abandon/[agent=tom]$  は、部分的に一致する。もし、 $abandon$  と  $leave$  は次の包摂関係があるとき、 $act$  の下で弱く一致する。

```
abandon =< act, leave =< act
```

次に状況の一致は、モジュール間において対応インフォンの存在として第2.3節の定義をそのまま用いる。閾値はインフォンに付帯する制約の中に記述されるものとする。以下実験システムの実装においては、置換リスト  $\theta$  の実装を簡単化する目的で、インフォンの一致の概念として部分的一致（基礎オブジェクトが等しいこと）を用いることとする。また、状況の一致の概念としては閾値に関する部分的一致の概念を用いることにする。

最後に、状況推論ルールの実装について述べる。 $QUITXOTE$  のルールは次の形をしている。

$$\overbrace{m_0 :: H}^{\text{ヘッド}} \leftarrow \overbrace{m_1 : B_1, \dots, m_n : B_n}^{\text{ボディ}} \parallel \widehat{BC} \quad ;;$$

ここで、 $H$  や  $B_i$  は（属性をともなうかも知れない）オブジェクトで、 $BC$  は包摂関係を集めた制約である。このルール自体は  $m_0$  に存在し、ボディ部にある各々  $B_i$  がモジュール  $m_i$  で成り立ち、かつ制約  $BC$  が満たされれば、 $H$  は  $m_0$  において成り立つことを示す。また背後状況はボディ制約として実装される。したがって  $QUITXOTE$  のルールは第2.4節で述べた定義2.4のルールにそのまま対応させることができる。

<sup>3</sup> 第2節で状況理論のオブジェクトの概念を導入し、それはインフォンのパラメータに束縛される個体概念であるとした。 $QUITXOTE$  では、この個体概念も含めて、インフォンの‘関係’もオブジェクトであるとする。

### 3.2 事件およびルールの記述

この節では、ある事件内容を *QUIXOTE* の構文で記述した例を示す。

“**甲女の事件**: ある寒い冬の日、甲女は貧しさに耐えかねて幼児太郎を道に置き去りにした。乙は太郎が路上で泣いているのを見つけ、自らの車で警察署に運ぼうとした。ところが途中事故を起こし、太郎は怪我をした。乙は太郎が死亡したものと勘違いし、再び路上に置いて逃げた。太郎は凍死した。”

*QUIXOTE* による実装では、この事件記述はそれぞれ異なる重要度を持った人間とイベントからなる。重要度の値の序列は、包摂関係 ( $11 \leq 12 \leq 13$ ) によって次のように表される。

```
mary_case ::  
{mary, tom, jim, accident, cold,  
 poor/[agent=mary]  
    |{relevance=11},  
 abandon/[agent=mary, coagent=tom]  
    |{relevance=12},  
 find/[agent=jim, object=tom]  
    |{relevance=11},  
 cause/[agent=jim, object=accident]  
    |{relevance=12},  
 injure/[agent=jim, coagent=tom, by=accident]  
    |{relevance=12},  
 leave/[agent=jim, coagent=tom]  
    |{relevance=13},  
 death/[agent=tom, cause=cold]  
    |{relevance=13}};;
```

罪状のありかに関して、法律家はこの甲女の事件をそれぞれの観点から異なったように解釈できる。すなわち、一方は太郎の死は甲女に責任があるとし、他方は乙に責任があるとする。判例においてはこれら相反する主張が最終判決とともに文書化されている。*QUIXOTE* による実装では、これらの主張は因果関係に関する異なる解釈の判断ルールとして扱われる。

```
c :: responsible/[agent=mary,for=death]  
    <=  
    abandon/[agent=mary,coagent=tom],  
    death/[agent=tom, cause=abandon]];;  
  
c :: responsible/[agent=jim,for=death]  
    <=  
    leave/[agent=jim, coagent=tom],  
    death/[agent=tom, cause=leave]];;
```

cにおいては、双方は少なくとも太郎の怪我が乙の行為によるものであることについて一致しているが法的判断において異なる判断ルールを含む。

判例ルールは判断ルールに含まれる定項を変項に抽象化したものと考えることができる。例に示すように、同じような事故のケースが複数存在する場合、法律家は以下のような抽象化を行う。

```

ir ::responsible/[agent=X, to=Y, for=Inj]
<=
Acc/[agent=X],
Inj/[agent=Y, cause=Acc]
||{Acc =< accident,
Inj=<physical_damage,
X =< person, Y =< person};;

```

irにおいては、交通事故 (traffic accident) と怪我 (injury) はそれぞれ、変数 Acc と Inj に抽象化され、その変数は辞書内の上位概念によって包摂されている。

法令ルールは分化された法律を形式化したものである。ここでは日本の刑法 199 条の例を与える。

「甲の意図的な行為により乙が死亡し、かつその行為が合法的理由を持たない場合、甲は殺人の責めを負う。」

この法令分の *Quixote* による表現は以下のようになる。

```

w :: responsible[agent=A,to=B,for=homicide]
<=
Action/[agent=A],
illegal/[act->Action],
death/[agent=B, cause->Action],
||{Action =< intend, A =< person,
B =< person};;

```

上の表現では、illegal[agent=A, action -> Action] は、Action done by A が正当防衛のように合法でないことを述べている。防衛行為の合法性については日本の刑法 36 条で以下のように記述されている。

「急迫不正の侵害に対し、自己又は他人の権利を防衛するためやむことを得ざるに出てたる行為は之を罰せず。」

この法令分の *Quixote* による表現は以下のようになる。

```

w :: illegal[act=Action]
<=
Action,
|| {Action =< intend};;

```

### 3.3 質問の処理と応答

前節のすべてのルールおよび事件記述は、以下のようにサブモジュール関係によってすべて w に継承されているものとする。

```
w >- mary_case;; w >- c;; w >-ir;;
```

ここで w に対して以下のような質問を行なう。

```
?-responsible/[agent=jim,to=tom,for=homicide].
```

すなわち、「乙は太郎の死に責任があるか？」に対して、*QUIXOTE* は以下のような返答を行なう。

```
** 2 answers exist **  
** Answer 1 **  
IF mary_case:death.cause=<leave  
THEN YES  
** Answer 2 **  
IF mary_case:death.cause=<traffic_accident  
THEN YES
```

最初の答は、この事件に対するひとつの解釈であり、もし太郎の死が乙の放置行為によるものだとしたら、乙は殺人罪に問われるべきであるとする。二番めの答は、太郎が交通事故死した場合の乙の罪を述べている。しかしながらこのケースでは、二番めの解釈が否定されることで双方が合意している。以下はさらなる質問である。

```
?-mary_case:responsible  
||{mary_case:death.cause==leave}.
```

この質問に対して、*QUIXOTE* は次のように応答する。

```
** 1 answer exists **  
** Answer 1 **  
IF mary_case:death.cause == leave  
THEN YES
```

#### 4 おわりに

本稿は、法的推論のモデルを状況理論の観点から形式化し、推論のしくみについて論理的な基礎を与えた。また、その形式化において、状況推論をそのまま表現できる言語 *QUIXOTE* によって実装し、このモデルが実用的なシステムとして開発可能であることも併せて示した。

本稿の第一の寄与は、法的推論における状況理論の有効性の検証である。第1節で述べたとおり、状況理論の優位性には、それが、(1) 状況をモジュールとして直接実装できることと、(2) 状況推論ルールの一様性が考えられる。(1) に対しては、判例や背後条件などの状況をファクトとルールのセットからなるモジュールとして計算機上で実現できた。また、(2) に対しては、法の適用可能な領域と判例とを同様な状況としてモデル化して法的知識を分節した。したがって、さまざまなレベルの法をモジュールの継承によって組み上げ、連鎖させることができることを示した。(1)、(2) により、第1節で問題とした法令文の形式化において、もとの文の IF-THEN 型の構造を維持したまま、適用条件をルールをサポートする状況とし、背後状況をルールに付加する形式化を提唱できた。また、CBR と RBR の結び付きにおいても判例・法の適用範囲・法の背後条件などを一様に状況という観点から形式化できることを示した。いずれも計算機上では述語論理に展開して実装できる方法ではあるが、その表現力、すなわちもとの法的知識の構造を直接に記述できる能力において状況理論に基づく方法は評価できる。

また第二の寄与は状況推論と演繹オブジェクト指向データベースのフレームワークを結びつけたことである。すなわち、純粋な哲学体系である状況理論に対して、その理論を構成する状況・インフォン・サポート関係などの概念に計算機言語の概念であるモジュール・オブジェクト項・メンバシップなどを対応させ、知識ベースシステムとして実装できることを示した。

またその他、法律の実務家にとっても、*QUIXOTE* の利点は以下のものがある。まず、*QUIXOTE* は解消されない制約を仮説として提示するアブダクションの機能があるため、必要な仮説を発見

することができる。また、付加情報を入れ子トランザクションできるために、柔軟なユーザインターフェースを提供している。

現在このシステムは複数エージェントの論争のモデルとして発展させることを考えており、異なった観点を持つ原告・被告から異なった立論形成をする研究を行なっている。この結果、法的推論においてより健全で堅固な論理的基盤を作るとともに、教育システムや論争のシミュレーションとしてより実際的な使用を可能にする計算モデルを提示できるものと考えられる。

## 参考文献

- [1] J.F. Allen, "Towards a general theory of action and time," *Artifical Intelligence*, Vol. 23, No. 2, 1984, pp. 123-154.
- [2] K. Ashley, *Modeling legal argument*, MIT Press, Cambridge, MA, 1990.
- [3] L.K. Branting, "Representing and reusing explanations of legal precedents," *Proc. 2nd Int. Conf. on Artificial Intelligence and Law*, Vancouver, British Columbia, 1989, pp. 103-110.
- [4] J. Barwise, *The situation in logic*, CSLI Lecture Notes 17, Stanford, CA, 1989.
- [5] J. Barwise, J. Perry, *Situations and attitudes*, Cambridge, MA, MIT Press, 1983.
- [6] T. Chikayama, "Operating system PIMOS and kernel language KL1," *Proc. Int. Conf. of Fifth Generation Computer Systems*, ICOT, Tokyo, June, 1992, pp. 73-88.
- [7] K. Devlin *Logic and information*, Cambridge University Press, 1991.
- [8] D. Dowty, R. Wall, and S. Peters, *Introduction to Montague Semantics*, D. Reidel, 1981.
- [9] K. Fuchi, "Launching the new era," *Communication of ACM*, Vol. 36 No. 3, March 1993, pp. 49-54.
- [10] A.v.d.L. Gardner, *An artificial intelligence approach to legal reasoning*, MIT Press, Cambridge, Massachusetts, 1987.
- [11] G. Fauconnier, *Espaces Mentaux*, Editions de Minuit, 1984.
- [12] J. Jaffer, J. Lassez, "Constraint logic programming," *Proc. 4th IEEE Symposium on Logic Programming*, 1987.
- [13] H. Kamp, "a Theory of truth and semantic representation," in J. Groenendijk, T. Janssen, and M. Stockhof, (ed.), *Methods in the Study of Language Representation*. Math Carter, Amsterdam, 1981.
- [14] M. Kifer, G. Lausen, "F-logic – a higher order language for reasoning about objects, inheritance, and schema," *Proc. ACM SIGMOD Int. Conf. on Management of Data*, Portland, June, 1989, pp. 134-146.
- [15] K. Nitta, Y. Ohtake, S. Maeda, M. Ono, H. Ohsaki, and K. Sakane, "HELIC-II: A legal reasoning system on the parallel inference machine," *Proc. Int. Conf. of Fifth Generation Computer Systems*, ICOT, Tokyo, June, 1992, pp. 1115-1124.

- [16] K. Nitta, S. Wong, Y. Ohtake, "A computational model for trial reasoning," *Proc. 4th Int. Conf. on AI and Law*, Amsterdam, June, 1993.
- [17] E.L. Rissland, (ed.), Special issue: AI and Legal Reasoning, Part 1, *International Journal of Man-Machine Studies*, Vol. 34 No. 6, June 1991.
- [18] E.L. Rissland, (ed.), Special issue: AI and Legal Reasoning, Part 2, *International Journal of Man-Machine Studies*, Vol. 35 No. 1, July 1991,
- [19] M. Sergot, "The representation of law in computer programs: a survey and comparison," in Bench-Capon (ed.), *Knowledge Based Systems and Legal Applications*, Academic Press, 1990.
- [20] S. Wong, "A situation-theoretic model for trial reasoning," *Proc. of the 6th Int. Symp. on legal knowledge and legal reasoning systems*, Tokyo, Oct., 1992, pp. 32-54.
- [21] N. Yamamoto, "TRIAL: a legal reasoning system," *Proc. of Joint French-Japanese Workshop on Logic Programming*, Renne, France, July, 1991.
- [22] K. Yokota, H. Yasukawa, "Towards an integrated knowledge base management system," *Proc. Int. Conf. on Fifth Generation Computer Systems*, ICOT, Tokyo, June 1-5, 1992, pp. 89-112.
- [23] K. Yokota, H. Tsuda, Y. Morita, S. Tojo, H. Yasukawa, "Specific features of a deductive object-oriented database language *QUIXOTE*," *Proc. of the workshop on combining declarative and object-oriented databases*, ACM SIGMOD, Washington, D.C., May 29, 1993.

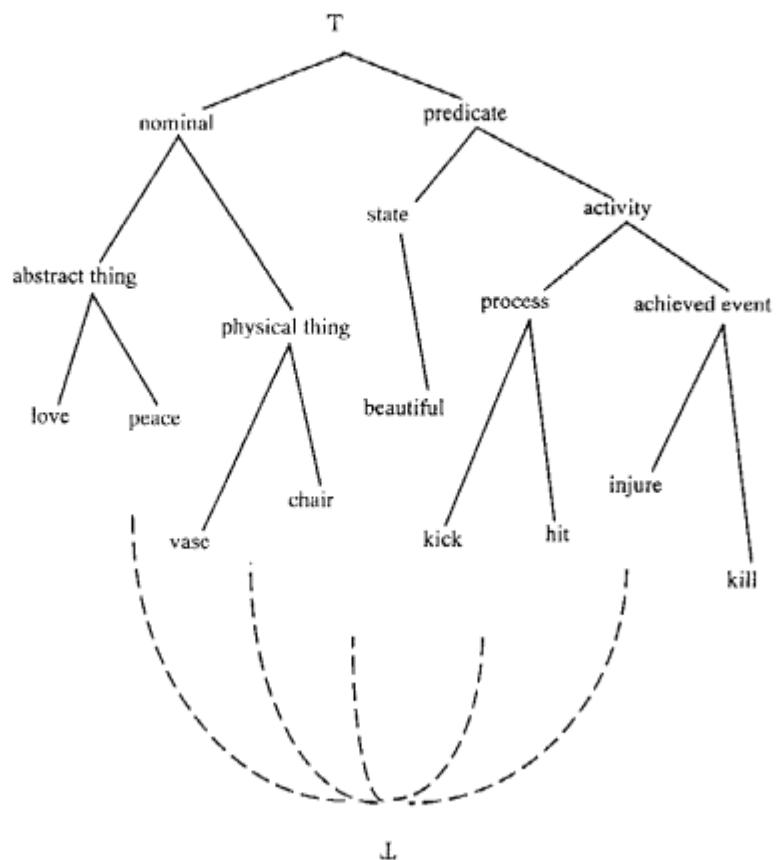
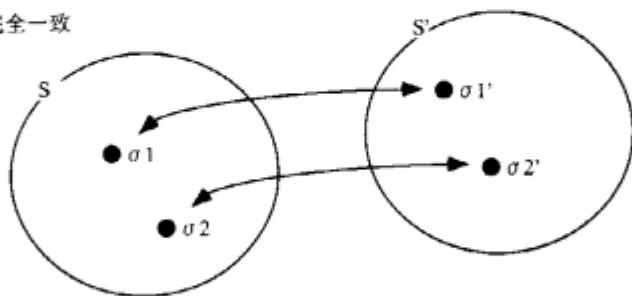
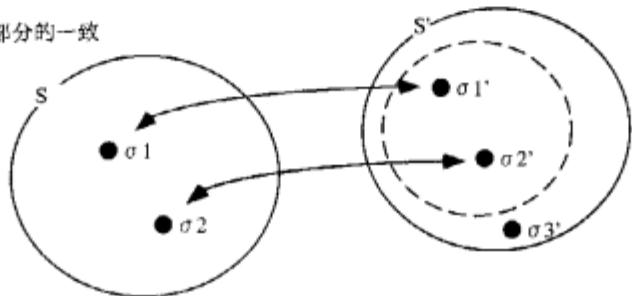


図 1: 概念ラティス  
Fig.1 concept lattice

1. 完全一致



2. 部分的一致



3. 関値に関する部分的一致

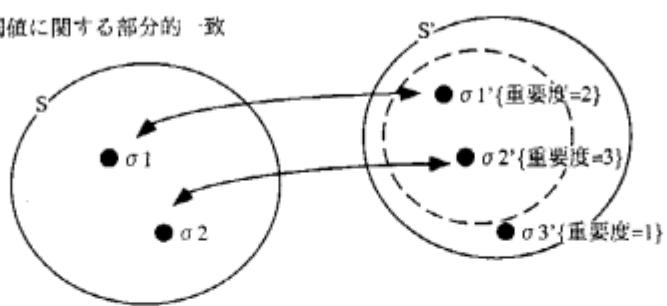


図 2: 状況の一致  
Fig.2 situation matching

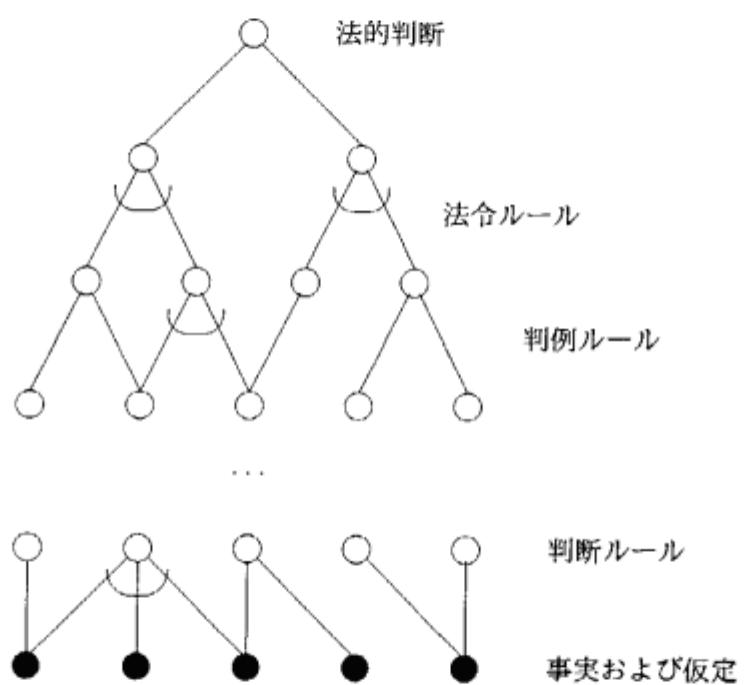


図 3: 法的推論の連鎖  
Fig.3 inference chaining